

第1回 恵那市国民健康保険運営協議会

と き 平成29年5月26日（金） 午後2時

ところ 恵那市役所 災害対策室

1. 開 会

2. 委員委嘱書の交付

3. 市長あいさつ

4. 正副会長選出

5. 会長、副会長あいさつ

6. 議事録署名者の指名

7. 平成29年度恵那市国民健康保険料の保険料率について(諮問)

8. 議 事

① 議 事

議第1号 平成29年度恵那市国民健康保険料の保険料率について(資料1)

② 報 告

報第1号 平成28年度恵那市国民健康保険事業特別会計事業状況並びに平成29年度予算について (資料2)

報第2号 平成28年度恵那市国保上矢作病院事業状況並びに平成29年度予算概要について (資料3)

報第3号 平成28年度恵那市国保診療所事業状況並びに平成29年度予算概要について (資料4)

報第4号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について (資料5)

③ その他

・特定健康診査について(資料6)

・その他

9. 閉 会 (副会長)

(1) 平成 29 年度恵那市国民健康保険料の
保険料率について

平成29年度 保険料算定について(案)

[1] 平成29年度の保険給付費、被保険者数の見込み

平成29年度 保険給付費等見込み(一般被保険者)

項目	金額(円)	被保険者数 (人)	一人当りの給付		備考
			金額(円)	伸び率	
療養給付費	3,215,594,000	11,425	281,452	103.36%	
療養費	22,257,000	11,454	1,943	90.25%	
高額療養費	474,539,000	11,454	41,430	108.82%	
その他の給付	35,710,000	—	—	100.00%	出産一時金・葬祭費等
計	3,748,100,000				前年対比101.51%

※平成29年度の伸び率は、平成28年度伸び率の見込みを適用した。

※被保険者数の違いは、療養給付費が3月診療から2月、療養費・高額療養費が2月から1月のため。

平成29年度 年間平均被保険者数

(人)

項目	27年度	28年度(見込み)		29年度(見込み)		備考
			増減		増減	
被保険者数	12,709	12,076	-633	11,651	-425	
一般被保険者数	11,988	11,672	-316	11,394	-278	
退職被保険者数	721	404	-317	257	-147	
前期高齢者	5,971	6,007	36	6,008	1	65歳以上
介護保険被保険者	4,108	3,710	-398	3,391	-319	40歳～64歳

〔2〕平成29年度の保険料の算定

1) 年間医療費や拠出金などの歳出見込額から、国や県の補助金などの歳入見込額を引いた差額が必要保険料となります。

【平成29年度】	歳出見込額 6,350,480 (千円)	-	歳入見込額 5,126,302 (千円)	=	保険料必要額 1,224,178 (千円)
----------	----------------------------	---	----------------------------	---	-----------------------------

歳入歳出見込み		平成28年度	平成29年度	前年比
歳出	総務費	132,100千円	132,100千円	0千円
	保険給付費等	3,692,217千円	3,748,100千円	55,883千円
	老人保健・前期高齢拠出金	501千円	919千円	418千円
	共同事業拠出金	1,405,910千円	1,428,322千円	22,412千円
	保健事業費	78,350千円	78,350千円	0千円
	その他支出金	79,215千円	79,215千円	0千円
	後期高齢者支援金拠出金	645,080千円	635,790千円	-9,290千円
	介護納付金	229,773千円	247,684千円	17,911千円
	基金積立金	188,193千円	0千円	-188,193千円
	歳出合計	6,451,339千円	6,350,480千円	-100,859千円
歳入	過年度保険料	33,089千円	35,170千円	2,081千円
	国庫支出金	1,080,351千円	1,093,578千円	13,227千円
	前期高齢者交付金	1,873,075千円	1,873,075千円	0千円
	退職者医療交付金	38,413千円	34,095千円	-4,318千円
	県支出金	284,783千円	288,364千円	3,581千円
	共同事業交付金	1,303,748千円	1,342,426千円	38,678千円
	一般会計繰入金	455,733千円	457,872千円	2,139千円
	その他収入	1,722千円	1,722千円	0千円
	繰越金	262,982千円	0千円	-262,982千円
	基金繰入金	0千円	0千円	0千円
	歳入合計	5,333,896千円	5,126,302千円	-207,594千円
歳出 - 歳入		1,117,443千円	1,224,178千円	106,735千円

2) 保険料必要額より、収納率(95%)を見込み、賦課総額を求めます。

収入(必要)額	÷	収納率	=	賦課総額
1,224,178 千円		95.0%		1,288,608 千円

3) 平成29年度保険料率試算表(案)の試算結果より

1) 【医療分】に基金を全額繰入し、【支援分】を減額した場合

一人当たり保険料	(ア)欄	118,578円	(1) + (4) + (5)
----------	------	----------	-----------------

2) 基金を繰入し、【医療分】、【支援分】、【介護分】を前年と同額とした場合

一人当たり保険料	(イ)欄	121,290円	(1) + (3) + (5)
----------	------	----------	-----------------

3) 基金繰入せず、【医療分】を増額し、【支援分】を減額した場合

一人当たり保険料		133,555円	(2) + (4) + (5)
----------	--	----------	-----------------

4) 基金繰入をしない場合

一人当たり保険料	(ウ)欄	136,267円	(2) + (3) + (5)
----------	------	----------	-----------------

国民健康保険給付基金残高表 (千円)

平成25年度末 基金残高	257,017
平成26年度 基金積立額	211,967
〃 取崩額	87,597
平成27年度 基金積立額	72,375
〃 取崩額	0
平成28年度 基金積立(予定)額	197,013
〃 取崩(予定)額	0
平成28年度末の基金残高(予定)	650,775

	平成28年度見込み				平成29年度見込み								
	【医療分】	【支援分】	【介護分】	【計】	【医療分】		【支援分】		【介護分】		【計】		
被保険者数 ①	11,632 人	11,632 人	3,687 人	11,632 人	11,381 人		11,381 人		3,335 人		11,381 人		
歳出見込額 ②	5,306,736 千円	642,652 千円	229,773 千円	6,179,161 千円	5,294,132 千円		613,462 千円		213,173 千円		6,120,767 千円		
歳入見込額 ③	4,546,429 千円	611,298 千円	142,027 千円	5,299,754 千円	4,418,314 千円		507,394 千円		146,762 千円		5,072,470 千円		
差引 (保険料必要額) A (②-③)	760,307 千円	31,354 千円	87,746 千円	879,407 千円	875,818 千円		106,068 千円		66,411 千円		1,048,297 千円		
					①基金繰入有	②基金繰入無	③基金繰入有	④基金繰入無	⑤基金繰入有	⑥基金繰入無	医療分に基金を繰入し、支援分を減額 ①+④+⑤	医療分に基金を繰入し、支援分、介護分を減額 ①+④+⑥	基金繰入せず、医療分を増額し、支援分、介護分を減額 ②+④+⑥
基金繰入予定額 B	/	/	/	/	全額繰入	0 千円	全額繰入	0 千円	全額繰入	0 千円	医療分のみ基金全額繰入	医療分のみ基金全額繰入	0 千円
保険料収入見込額 C D×95%	822,177 千円	203,310 千円	92,767 千円	1,118,254 千円	804,431 千円	875,818 千円	198,918 千円	106,068 千円	83,911 千円	66,411 千円	994,410 千円	976,910 千円	1,048,297 千円
保険料賦課総額 D (④×①)	865,449 千円	214,011 千円	97,649 千円	1,177,109 千円	846,769 千円	921,914 千円	209,388 千円	111,651 千円	88,327 千円	69,906 千円	1,046,748 千円	1,028,326 千円	1,103,471 千円
基金必要額 E (A-C)	/	/	/	/	71,387 千円	0 千円	-92,850 千円	0 千円	-17,500 千円	0 千円	53,887 千円	71,387 千円	0 千円
一人当たりの保険料 ④ (D÷①)	74,402 円	18,398 円	26,485 円	119,285 円	(1) 74,402 円	(2) 81,005 円	(3) 18,398 円	(4) 9,810 円	(5) 26,485 円	(6) 20,961 円	(ア)110,697 円	(イ)105,173 円	(ウ)111,776 円
差額(対前年度)				0 円	0 円	6,603 円	0 円	-8,588 円	0 円	-5,524 円	-8,588 円	-14,112 円	-7,509 円
上昇率(対前年度)				0 %	100.0 %	108.9 %	100.0 %	53.3 %	100.0 %	79.1 %	92.8 %	88.2 %	93.7 %

【基金額】 641,522 千円 (H28.3末453,762千円+基金積立予定187,760千円)

医療分の試算	平成28年度	平成29年度		
		医療分に基金を繰入し、支援分を減額した場合	医療分に基金を繰入し、支援分、介護分を減額した場合	基金繰入せず、医療分を増額、支援分、介護分を減額した場合
基金必要額 I	33,355 千円	53,887 千円	71,387 千円	0 千円
基金の繰入後予定残額 VI	608,167 千円	554,280 千円	536,780 千円	608,167 千円
一人当たりの基金の繰入後予定残額 VII	52.3 千円	48.7 千円	47.2 千円	53.4 千円

〔用語説明〕

〔一般被保険者〕

退職被保険者等以外の被保険者

〔退職被保険者等〕

65 歳未満で、厚生年金等の老齢年金等の受給できる者であって加入期間が 20 年以上又は 40 歳以降の加入期間が 10 年以上の者及びその被扶養者

〔後期高齢者医療制度〕

75 歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74 歳）で障がいのある者が被保険者になれる（平成 20 年施行）

〔介護保険制度〕

40 歳以上が被保険者。このうち、65 歳以上を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満を第 2 号被保険者（平成 12 年施行）

〔療養給付費〕

診察（外来・入院）、薬剤、処置、手術その他の治療等

〔療養費〕

コルセットなどの補装具、自費診療分等

〔高額療養費〕

医療費の自己分額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給される。限度額は、70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人、所得区分で異なる

(2) 平成 28 年度恵那市国民健康保険事業
特別会計事業状況並びに平成 29 年度予
算について

1. 事業勘定 決算（平成28年度）

（1）歳入

（単位：円）

科 目		予算現額 A	決算見込み額 B	比 較 B-A		
保 険 料 (税)	一 般 被 保 険 者	医療給付分	850,196,000	895,929,280	45,733,280	
		後期高齢者支援金分	210,803,000	195,102,206	△ 15,700,794	
		介護納付金分	97,663,000	88,709,450	△ 8,953,550	
		小計 ①	1,158,662,000	1,179,740,936	21,078,936	
	退 職 被 保 険 者	医療給付費分	30,272,000	27,984,369	△ 2,287,631	
		後期高齢者支援分	7,745,000	6,898,668	△ 846,332	
		介護納付金分	9,911,000	9,190,912	△ 720,088	
		小計 ②	47,928,000	44,073,949	△ 3,854,051	
	計 ①+② ③		1,206,590,000	1,223,814,885	17,224,885	
	国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金		768,238,000	743,037,178	△ 25,200,822
高額医療費共同事業負担金		31,308,000	31,308,864	864		
財政調整交付金		(普通調整分)	185,486,000	211,668,000	26,182,000	
		(特別調整分)	47,471,000	91,784,000	44,313,000	
国庫補助金		9,811,000	9,810,000	△ 1,000		
計 ④		1,042,314,000	1,087,608,042	45,294,042		
療養給付費交付金（支払基金） ⑤		209,357,000	186,539,000	△ 22,818,000		
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金		31,308,000	31,308,864	864	
	財政健全化特別対策事業		15,019,000	15,019,000	0	
	財政調整交付金	(普通調整分)	224,335,000	266,942,000	42,607,000	
		(特別調整分)	0	0	0	
	県補助金		9,071,000	9,071,000	0	
計 ⑧		279,733,000	322,340,864	42,607,864		
前期高齢者交付金（支払基金） ⑨		1,874,458,000	1,874,458,939	939		
高額医療共同事業交付金（連合会） ⑩		1,197,789,000	1,198,606,735	817,735		
繰 入 金	一 般 会 計	市 町 村 補 助	保険基盤安定分	25,192,000	24,997,722	△ 194,278
			職員給与費等	131,228,000	120,561,724	△ 10,666,276
			出産育児一時金	12,600,000	7,840,000	△ 4,760,000
			財政安定化支援事業	15,788,000	15,788,000	0
			その他	285,461,000	283,226,611	△ 2,234,389
	小計 ⑪		470,269,000	452,414,057	△ 17,854,943	
	保険給付基金 ⑫		33,355,000	33,355,000	0	
計 ⑪+⑫ ⑬		503,624,000	485,769,057	△ 17,854,943		
繰越金 ⑭		229,233,000	229,233,849	849		
その他の収入 ⑮		3,772,000	10,591,674	6,819,674		
合 計 ③+④+⑤+⑧+⑨+⑩+⑬+⑭+⑮		6,546,870,000	6,618,963,045	72,093,045		

(2) 歳出

(単位：円)

科 目		予算現額 A	決算見込み額 B	不用額 A-B	
総務費 ①		133,154,000	120,372,655	12,781,345	
保険給付費等	一般被保険者	療養給付費	3,204,433,000	3,124,798,833	79,634,167
		療養費	31,335,000	25,119,792	6,215,208
		高額療養費	438,522,000	427,954,434	10,567,566
		移送費	100,000	0	100,000
		高額介護合算療養費	500,000	432,942	67,058
		小計 ②	3,674,890,000	3,578,306,001	96,583,999
	退職被保険者	療養給付費	130,412,000	129,824,344	587,656
		療養費	1,347,000	907,352	439,648
		高額療養費	25,095,000	24,824,849	270,151
		移送費	100,000	0	100,000
		高額介護合算療養費	500,000	0	500,000
	小計 ③	157,454,000	155,556,545	1,897,455	
	審査支払手数料 ④	11,960,000	10,209,212	1,750,788	
出産育児諸費 ⑤	18,900,000	11,760,000	7,140,000		
葬祭諸費 ⑥	5,450,000	5,150,000	300,000		
計 ②+③+④+⑤+⑥ ⑦	3,868,654,000	3,760,981,758	107,672,242		
後期高齢者支援金等 ⑧		666,303,000	666,302,064	936	
前期高齢者納付金等 ⑨		766,000	476,454	289,546	
老人保健 拠出金	老人医療費拠出金	1,000	0	1,000	
	事務費拠出金	31,000	23,868	7,132	
	計 ⑩	32,000	23,868	8,132	
介護納付金 ⑪		228,581,000	228,580,993	7	
高額医療共同事業拠出金 ⑫		1,247,064,000	1,247,062,166	1,834	
保健事業費 ⑬		29,713,000	25,319,389	4,393,611	
特定健康診査等事業費 ⑭		49,830,000	40,012,783	9,817,217	
公営企業補助金 ⑮		36,471,000	36,149,000	322,000	
基金等積立金 ⑯		188,193,000	187,760,302	432,698	
その他の支出 ⑰		48,109,000	44,027,816	4,081,184	
予備費 ⑱		50,000,000	0	50,000,000	
合 計 ①+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱		6,546,870,000	6,357,069,248	189,800,752	
歳入合計		6,546,870,000	6,618,963,045	72,093,045	
歳出合計		6,546,870,000	6,357,069,248	189,800,752	
歳入歳出差引額		0	261,893,797	261,893,797	

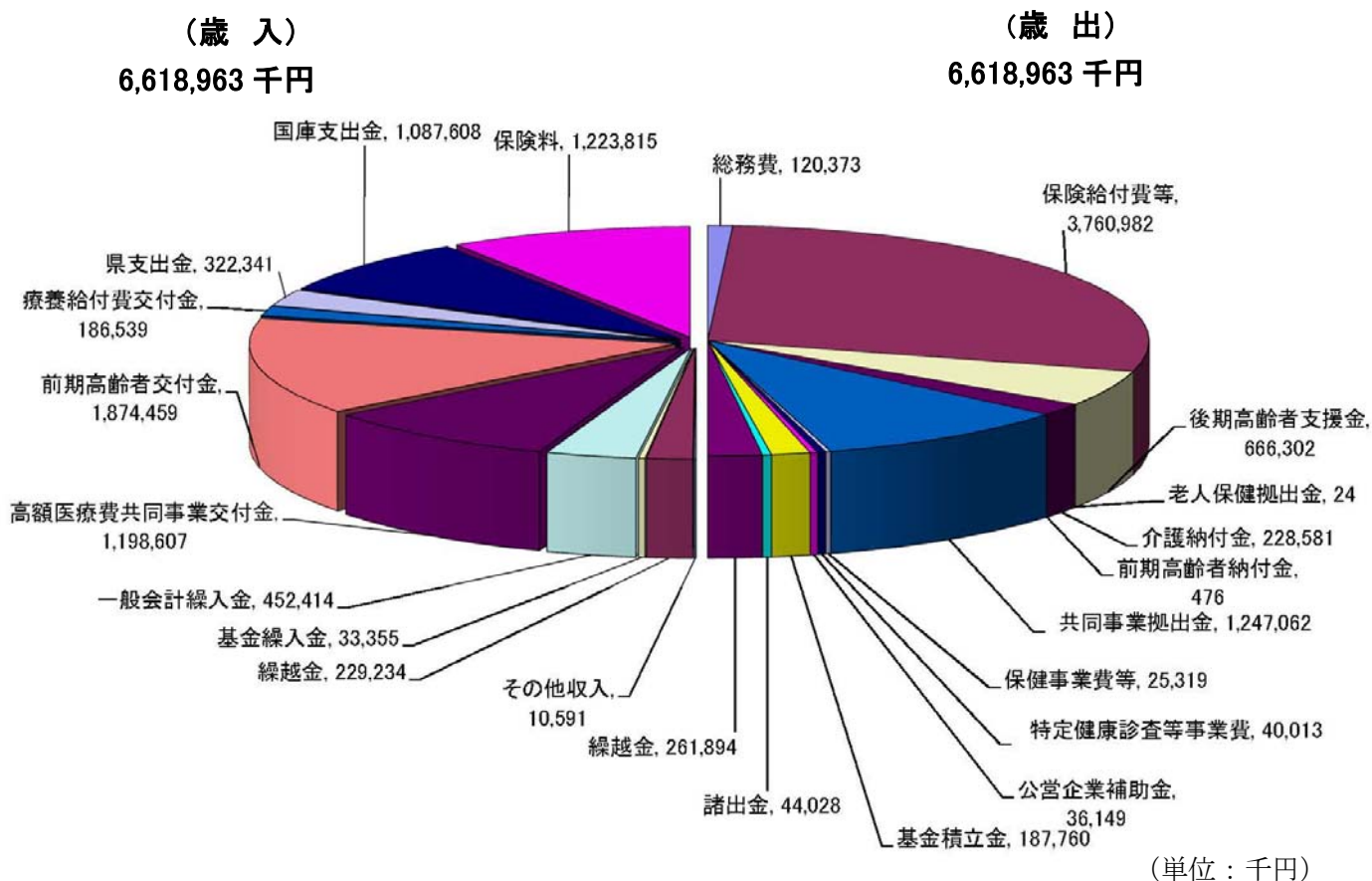
(3) 国民健康保険給付基金の状況

(単位：円)

平成26年度末基金残高	381,387,421
平成27年度基金積立額	72,374,666
平成27年度基金取崩額	0
平成28年度基金積立額	187,760,302
平成28年度基金取崩額	33,355,000
平成28年度基金積立残高	608,167,389

2. 国民健康保険の財政状況

平成 28 年度における恵那市国民健康保険の財政状況は、下の図のとおり歳入・歳出ともに 6,618,963 千円を見込んでおります。保険給付費等は保険料と国・県支出金等でまかなわれてい



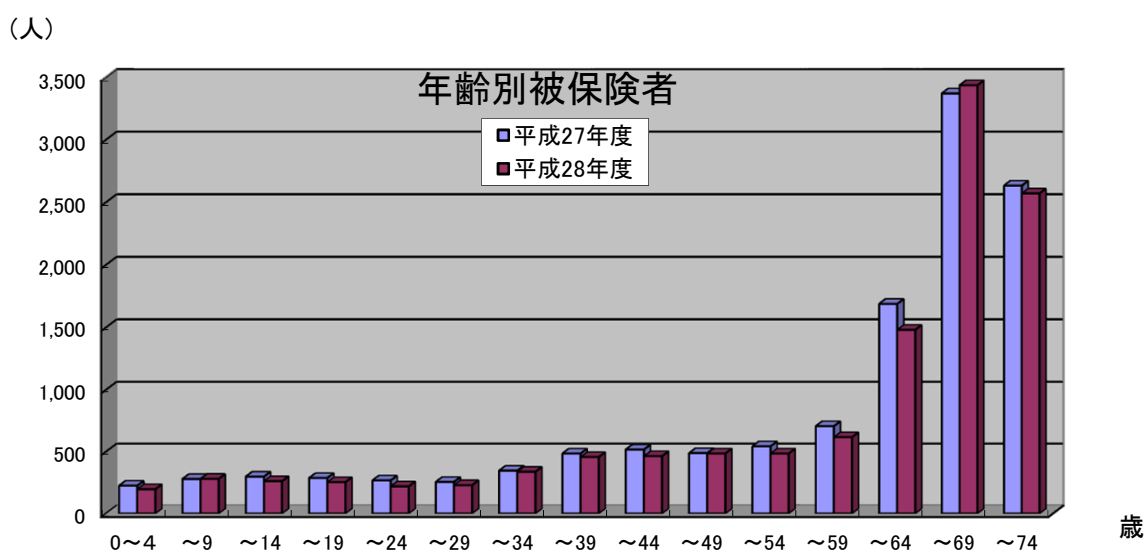
歳 入		歳 出	
保険料	1,223,815	総務費	120,373
国庫支出金	1,087,608	保険給付費等	3,760,982
県支出金	322,341	後期高齢者支援金	666,302
療養給付費交付金	186,539	老人保健拠出金	24
前期高齢者交付金	1,874,459	介護納付金	228,581
高額医療費共同事業交付金	1,198,607	前期高齢者納付金	476
一般会計繰入金	452,414	共同事業拠出金	1,247,062
基金繰入金	33,355	保健事業費等	25,319
繰越金	229,234	特定健康診査等事業費	40,013
その他収入	10,591	公営企業補助金	36,149
		基金積立金	187,760
		諸出金	44,028
		繰越金	261,894
合 計	6,618,963	合 計	6,618,963

3. 世帯数・被保険者数の状況

国保加入世帯数は、平成27年度と比較して256世帯（3.4%）減少しています。
 被保険者数は、618人（5.0%）減少し、一般被保険者数316人（2.7%）の減、退職被保険者302人（52.9%）減少しています。
 年齢別被保険者では、60歳以上の加入者は6割を越していますが、退職被保険者は、平成23年度をピークに減少しています。

項目	人口 (人)	世帯数	国民健康保険					加入率	
			国保加入世帯数	被保険者数				世帯割合	被保険者
				総数 (人)	一般被保険者数 (人)	退職被保険者数 (人)	退職者割合		
平成23年度	54,477	19,270	8,030	14,204	12,614	1,590	11.2%	41.7%	26.1%
平成24年度	53,939	19,383	7,998	14,008	12,646	1,362	9.7%	41.3%	26.0%
平成25年度	53,327	19,450	7,892	13,703	12,547	1,156	8.4%	40.6%	25.7%
平成26年度	52,606	19,496	7,650	13,025	12,125	900	6.9%	39.2%	24.8%
平成27年度	51,960	19,524	7,447	12,402	11,831	571	4.6%	38.1%	23.9%
平成28年度	51,249	19,550	7,191	11,784	11,515	269	2.3%	36.8%	23.0%
平成29年度	51,260	19,588	7,229	11,849	11,596	253	2.1%	36.9%	23.1%
平成28年と29年の対比	11	38	38	65	81	△ 16	—	—	—

※ 国保加入世帯数、被保険者数は各年度における3月末の数値、平成29年度は5月1日現在の数値



4. 医療費等の状況

一般被保険者の医療の費用額の平成28年度は、平成27年度と比較して0.1%増で、一人当たりの医療費も3.2%増となっています。なお、被保険者は3.0%（356人）の減です。

退職被保険者では、平成27年度と比較して被保険者が44.0%（317人）の減となったため、費用額は、0.1%（113千円）の減となりました。一人当たりの医療費は78.4%増加しています。保険者全体では、一人当たりの医療費は5.7%の増加しています。

(上段：件数)

(下段：千円)

項 目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度 (見込み)	
医療の 給付費等	一般被保険者	件 数	194,310	203,239	206,039	205,605	205,835
		費 用 額	3,917,632	4,108,636	4,312,668	4,352,735	4,357,601
		保険給付費	3,209,381	3,365,775	3,561,218	3,610,193	3,614,229
	退職被保険者	件 数	26,010	23,234	18,460	13,636	13,630
		費 用 額	590,202	512,517	386,113	254,886	254,773
		保険給付費	478,019	421,955	313,177	201,147	201,058
合 計	保険給付費	3,687,400	3,787,730	3,874,395	3,811,340	3,815,287	
出産育児費	件 数	57	45	41	39	33	
	保険給付費	23,910	19,019	17,340	16,316	11,760	
葬 祭 費	件 数	98	84	83	85	103	
	保険給付費	4,900	4,200	4,150	4,250	5,150	
1人当たりの 医療費 (円)	一般被保険者	309,230	325,591	349,232	363,091	374,622	
	退職被保険者	392,683	407,730	375,231	353,517	630,627	
	被保険者全体	318,080	333,032	351,232	362,548	383,215	

※1人当たりの医療費は、年間の医療費用額を年間平均被保険者数で除した数値です。

年間平均 被保険者数 (人)	一般被保険者	12,669	12,619	12,349	11,988	11,632
	退職被保険者	1,503	1,257	1,029	721	404
	合 計	14,172	13,876	13,378	12,709	12,036

5. 国民健康保険料の収納状況

(1) 保険料の収納状況（平成28年度）

平成29年4月30日現在

項 目		調 定 額 (千円)	収 入 額 (千円)	収 納 率	
				平成28年度 (4/未現在)	平成27年度 (最終)
現 年 分	一般	1,177,109	1,123,613	95.46	95.08
	退職	46,392	45,687	98.48	98.54
	計	1,223,501	1,163,900	95.57	95.33
滞納繰越分	一般	165,754	52,839	31.87%	32.66%
	退職	4,793	1,554	32.42%	33.71%
	計	170,547	54,393	31.89%	32.70%

(2) 保険料収納率の向上対策

①納付相談の開催

納付機会を増やすため、休日及び夜間の納付相談（窓口開放）を実施した。

	内 容	主な実績
平成28年4月3日（日）	休日納付相談	相談10件
平成28年5月22日（日）	休日納付相談	納付2件 131,800円
平成28年9月18日（日）	休日納付相談、 多重債務相談	相談1件
平成29年3月26日（日）	休日納付相談	相談4件、納付2件 7,200円
毎月最終金曜日4月～3月まで12回	夜間納付相談	相談29件、納付58件 974,700円

②滞納整理及び架電催告の実施

全庁体制の滞納整理（国保6班体制）に合わせ架電催告を実施した。

	内 容	主な実績
5月対象者 575件	臨戸訪問・架電催告	訪問41件 2,000円
8月対象者 535件	臨戸訪問・架電催告	訪問42件 16,800円
12月対象者 509件	臨戸訪問・架電催告	訪問12件 0円
3月対象者 547件	臨戸訪問・架電催告	訪問38件 3,600円

③滞納処分の実施

財産があっても納付しない滞納者に対し差し押えによる滞納処分を実施した。

- ・平成27年度 224件 9,023,947円
- ・平成28年度 140件 6,090,461円

④ 収納対策の研修

◎収納率向上アドバイザー派遣事業により、収納率向上のための研修を行った。

- ・平成28年7月21日（木）

岐阜県国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー 青柳進氏
（公益財団法人 東京税務協会 専門講師）

⑤ 口座振替の促進

80%以上の振替率を維持。

80.90%（平成28年6月末現在）

⑥資格証明書、短期保険証の対象世帯

資格証明書・短期保険証の対象世帯

平成29年3月31日現在

	国保 世帯数	資格証明書		短期保険証		合 計	
		件数	交付率	件数	交付率	件数	交付率
平成27年度	7,435	13	0.17%	230	3.09%	243	3.26%
平成28年度	7,191	12	0.16%	274	3.81%	286	3.97%

納付相談や保険証更新の催促に応じない被保険者について、資格証明書を交付した。
短期保険証は、滞納している被保険者に対して、6ヶ月以内の期間を定めた被保険者証を交付している。

6. 事業勘定 当初予算の状況（平成29年度）

（1）歳入

（単位：円）

科 目		平成28年度 予算額 A	平成29年度 予算額 B	比 較 A-B	
保険料（税）	一般被保険者	医療給付分	837,820,000	827,587,000	△ 10,233,000
		後期高齢者支援金分	207,553,000	174,954,000	△ 32,599,000
		介護納付金分	91,350,000	95,878,000	4,528,000
		小計 ①	1,136,723,000	1,098,419,000	△ 38,304,000
	退職被保険者	医療給付費分	31,448,000	18,440,000	△ 13,008,000
		後期高齢者支援分	7,745,000	3,900,000	△ 3,845,000
		介護納付金分	12,131,000	7,173,000	△ 4,958,000
		小計 ②	51,324,000	29,513,000	△ 21,811,000
	計 ①+② ③	1,188,047,000	1,127,932,000	△ 60,115,000	
	国庫支出金	療養給付費等負担金	813,376,000	783,365,000	△ 30,011,000
高額医療費共同事業負担金		34,356,000	34,649,000	293,000	
財政調整交付金		（普通調整分）	201,946,000	183,037,000	△ 18,909,000
		（特別調整分）	26,816,000	39,034,000	12,218,000
国庫補助金		8,846,000	8,843,000	△ 3,000	
計 ④	1,085,340,000	1,048,928,000	△ 36,412,000		
療養給付費交付金（支払基金） ⑤	162,527,000	121,052,000	△ 41,475,000		
県支出金	高額医療費共同事業負担金	34,356,000	34,649,000	293,000	
	財政健全化特別対策事業	13,468,000	15,019,000	1,551,000	
	財政調整交付金	（普通調整分）	237,016,000	228,675,000	△ 8,341,000
		（特別調整分）	0	0	0
	県補助金	8,846,000	8,842,000	△ 4,000	
計 ⑧	293,686,000	287,185,000	△ 6,501,000		
前期高齢者交付金（支払基金） ⑨	1,815,621,000	1,873,075,000	57,454,000		
高額医療共同事業交付金（連合会） ⑩	1,393,748,000	1,342,426,000	△ 51,322,000		
繰入金	一般会計 市町村補助	保険基盤安定分	277,459,000	283,227,000	5,768,000
		職員給与費等	130,174,000	137,644,000	7,470,000
		出産育児一時金	12,600,000	12,600,000	0
		財政安定化支援事業	15,449,000	15,788,000	339,000
		その他	27,433,000	25,523,000	△ 1,910,000
	小計 ⑪	463,115,000	474,782,000	11,667,000	
保険給付基金 ⑫	111,343,000	186,469,000	75,126,000		
計 ⑪+⑫ ⑬	574,458,000	661,251,000	86,793,000		
繰越金 ⑭	1,000	1,000	0		
その他の収入 ⑮	3,772,000	3,750,000	△ 22,000		
合 計 ③+④+⑤+⑧+⑨+⑩+⑬+⑭+⑮	6,517,200,000	6,465,600,000	△ 51,600,000		

(2) 歳出

(単位：円)

科 目		平成28年度 予算額 A	平成29年度 予算額 B	比 較 A-B	
総務費 ①		131,360,000	138,751,000	7,391,000	
保険給付費等	一般被保険者	療養給付費	3,204,433,000	3,215,618,000	11,185,000
		療養費	31,335,000	22,257,000	△ 9,078,000
		高額療養費	432,303,000	474,527,000	42,224,000
		移送費	100,000	100,000	0
		高額介護合算療養費	500,000	500,000	0
		小計 ②	3,668,671,000	3,713,002,000	44,331,000
	退職被保険者	療養給付費	117,442,000	72,660,000	△ 44,782,000
		療養費	1,347,000	721,000	△ 626,000
		高額療養費	19,350,000	11,575,000	△ 7,775,000
		移送費	100,000	100,000	0
		高額介護合算療養費	500,000	500,000	0
	小計 ③	138,739,000	85,556,000	△ 53,183,000	
	審査支払手数料 ④	11,960,000	11,960,000	0	
	出産育児諸費 ⑤	18,900,000	18,900,000	0	
葬祭諸費 ⑥	4,250,000	4,250,000	0		
計 ②+③+④+⑤+⑥ ⑦	3,842,520,000	3,833,668,000	△ 8,852,000		
後期高齢者支援金等 ⑧	721,100,000	656,273,000	△ 64,827,000		
前期高齢者納付金等 ⑨	766,000	896,000	130,000		
老人保健 拠出金	老人医療費拠出金	1,000	1,000	0	
	事務費拠出金	31,000	24,000	△ 7,000	
	計 ⑩	32,000	25,000	△ 7,000	
介護納付金 ⑪	264,802,000	247,684,000	△ 17,118,000		
高額医療共同事業拠出金 ⑫	1,405,910,000	1,428,322,000	22,412,000		
保健事業費 ⑬	28,520,000	23,971,000	△ 4,549,000		
特定健康診査等事業費 ⑭	49,830,000	53,204,000	3,374,000		
公営企業補助金 ⑮	15,816,000	26,284,000	10,468,000		
基金等積立金 ⑯	300,000	300,000	0		
その他の支出 ⑰	6,244,000	6,222,000	△ 22,000		
予備費 ⑱	50,000,000	50,000,000	0		
合 計 ①+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱	6,517,200,000	6,465,600,000	△ 51,600,000		
歳入合計	6,517,200,000	6,465,600,000	△ 51,600,000		
歳出合計	6,517,200,000	6,465,600,000	△ 51,600,000		
歳入歳出差引額	0	0	0		

(3) 平成 28 年度恵那市国保上矢作病院事業
状況並びに平成 29 年度予算概要について

平成28年度国保上矢作病院事業状況

1. 病院長 西脇 巨記
2. 病床数 病床56床 (一般病床34床・療養病床22床) (10月末まで)
(一般病床56床) (11月から)
3. 診療科目 内科、呼吸器内科、消化器内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、小児科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
(計12科)
4. 診療機能 24時間救急医療・人間ドッグ・保健・福祉
5. 医療機器 コンピュータ断層撮影装置 (CT)、乳房X線撮影装置 (マンモグラフィ) 等
6. 他の機能
 - ・訪問看護ステーション併設
 - ・かみやはぎ総合保健福祉センターと連携した健診業務
 - ・医療ソーシャルワーカーによる相談窓口
 - ・病院群輪番制病院による2次救急当番
 - ・在宅当番医制時間外当番
 - ・臨床研修医 (地域研修) の受入 愛知医科大学病院・岐阜県立多治見・名古屋市立東部医療センター・トヨタ記念病院
7. 診療受付 平日 昼間 午前8時30分～午前11時30分
夜間 午後5時00分～午後6時30分

8. 医師数 (H29.4.1現在)

	常勤	非常勤
内科	2人	5人
外科	1人	17人
整形外科		2人
その他診療科		4人
合計	3人	28人

9. 平成28年度診療実績

	入院 (一般)	入院 (療養)	外来
診療日数	365日	245日	243日
延患者数	11,574人	2,204人	19,755人
1日平均	37.7人/日	9.0人/日	81.3人/日

○主な医療機器等の導入

- ・病院用ベッド更新（9台）
- ・救急カート（救急処置室用）
- ・キャビネット（救急処置室用）
- ・X線骨密度測定装置
- ・自動車（エブリー）

○訪問看護ステーション

	介護保険	医療保険	合 計
診 療 日 数	242 日	242 日	242 日
延 患 者 数	2,009 人	685 人	2,694 人
1 日 平 均	8.3/人	2.8/人	11.1/人

○地域別入院患者数

	上矢作	岩村	山岡	明智	串原	旧恵那市	中津川	豊田・根羽	その他市町村	合 計
H24	6,162	3,279	1,702	2,661	1,542	182	436	742	32	16,738
H25	7,417	3,772	1,962	1,354	1,213	253	187	1,136	36	17,330
H26	7,148	3,965	2,528	955	800	136	429	888	48	16,897
H27	6,458	3,322	2,133	846	1,145	258	94	819	68	15,143
H28	5,565	2,863	2,223	1,167	1,152	63	198	511	36	13,778

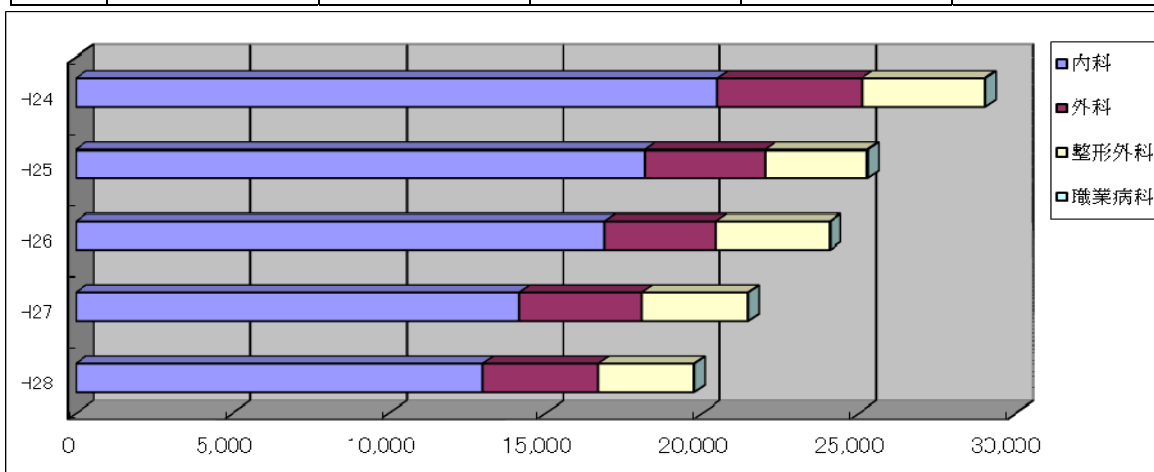
○地域別外来患者数

	上矢作	岩村	山岡	明智	串原	旧恵那市	中津川	豊田・根羽	その他市町村	合 計
H24	15,440	4,868	1,227	2,168	2,021	304	992	1,608	429	29,057
H25	13,394	4,393	1,221	1,909	1,828	267	782	1,189	327	25,310
H26	13,024	4,003	1,876	1,184	1,646	293	748	1,065	249	24,088
H27	11,901	3,792	1,498	846	1,530	166	660	888	206	21,487
H28	10,962	3,390	1,278	934	1,431	216	609	757	178	19,755

10. 各科別患者数（外来）の推移

(単位：人)

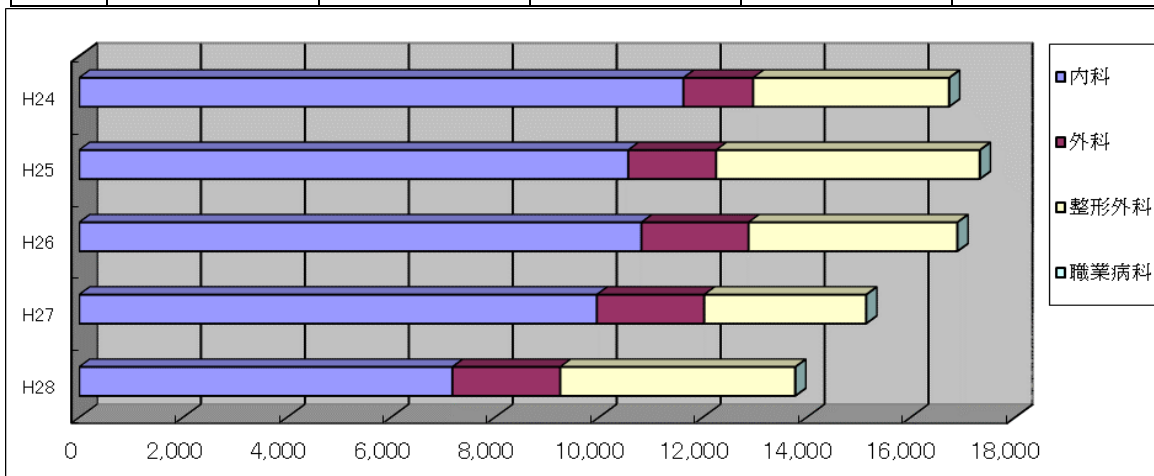
科年	内科	外科	整形外科	職業病科	合計
H24	20,500	4,606	3,918	33	29,057
H25	18,175	3,847	3,258	30	25,310
H26	16,892	3,569	3,609	18	24,088
H27	14,161	3,914	3,405	7	21,487
H28	13,003	3,699	3,046	7	19,755



11. 各科別患者数（入院）の推移

(単位：人)

科年	内科	外科	整形外科	職業病科	合計
H24	11,628	1,342	3,768	0	16,738
H25	10,565	1,693	5,072	0	17,330
H26	10,820	2,061	4,016	0	16,897
H27	9,962	2,066	3,115	0	15,143
H28	7,181	2,077	4,520	0	13,778



平成29年度 国民健康保険上矢作病院事業会計 当初予算概要

(1) 収益的収入関係

業務予定量

項目	平成28年度	平成29年度	増減額
入院			
病床数	56 床	56 床	0 床
一般	34 床	56 床	22 床
療養	22 床	0 床	△ 22 床
診療予定日数	365 日	365 日	0 日
年間延べ患者数	17,885 人	16,425 人	△ 1,460 人
うち国保患者数	2,100 人	1,544 人	△ 556 人
1日平均患者数	49.0 人	45.0 人	△ 4 人
うち国保患者数	5.8 人	4.2 人	△ 2 人
患者1日あたり収入	22,724 円	27,889 円	5,164 円
外来			
診療予定日数	243 日	243 日	0 日
年間延べ患者数	25,029 人	22,113 人	△ 2,916 人
うち国保患者数	7,039 人	4,799 人	△ 2,240 人
1日平均患者数	103.0 人	91.0 人	△ 12 人
うち国保患者数	29.0 人	19.7 人	△ 9 人
患者1日あたり収入	14,000 円	14,000 円	0 円
訪問看護ステーション			
診療予定日数	243 日	243 日	0 日
年間延べ患者数	2,074 件	2,125 件	51 件
うち国保患者数	250 件	319 件	69 件
1日平均患者数	8.5 件	8.8 件	0 件
うち国保患者数	1.0 件	1.3 件	0 件
患者1日あたり収入	10,543 円	13,576 円	3,033 円

予算額(収益的収入)

項目	平成28年度	平成29年度	増減額
病院事業収益	1,033,000 千円	1,042,000 千円	9,000 千円
医業収益	887,454 千円	890,487 千円	3,033 千円
入院収益	406,427 千円	458,075 千円	51,648 千円
外来収益	350,406 千円	309,582 千円	△ 40,824 千円
その他医業収益 特定健診などの検診料・予防接種料・職員健診料・病院群輪番制運営事業収入・救急病院に要する一般会計負担金など	130,621 千円	122,830 千円	△ 7,791 千円
医業外収益	123,679 千円	122,664 千円	△ 1,015 千円
・一般会計負担金83,536千円 ・一般会計補助金32,190千円 ・国保調整交付金 492千円			
訪問看護ステーション	21,867 千円	28,849 千円	6,982 千円
特別利益	0 千円	0 千円	0 千円

(2) 収益的支出関係

職員数

項目	平成28年度	平成29年度	増減額
職員数	62 名	61 名	△ 1 名
上矢作病院	59 名	57 名	△ 2 名
医師	3 名	3 名	0 名
看護師	32 名	30 名	△ 2 名
医療技術員 ・薬剤師 3 ・診療放射線技師 2 ・臨床検査技師 3 ・理学療法士 4 ・管理栄養士 1	13 名	13 名	0 名
事務職員	5 名	6 名	1 名
労務員	6 名	5 名	△ 1 名
訪問看護ステーション	3 名	4 名	1 名
看護師	3 名	4 名	1 名

予算額〔収益的支出〕

項目	平成28年度	平成29年度	増減額
病院事業費用	1,033,000 千円	1,042,000 千円	9,000 千円
医業費用	980,076 千円	978,350 千円	△ 1,726 千円
給与費	585,762 千円	581,198 千円	△ 4,564 千円
その他医業費用 薬品などの材料費・委託料などの経費・減価償却費・研究研修費など	394,314 千円	397,152 千円	2,838 千円
医業外費用 企業債利息・消費税及び地方消費税など	25,196 千円	28,078 千円	2,882 千円
訪問看護ステーション	26,728 千円	34,572 千円	7,844 千円
給与費	23,909 千円	31,699 千円	7,790 千円
その他費用	2,819 千円	2,873 千円	54 千円
予備費	1,000 千円	1,000 千円	0 千円

(3) 資本的収入関係

予算額 (資本的収入)

項目	平成28年度	平成29年度	増減額
資本的収入	33,842 千円	96,185 千円	62,343 千円
企業債	12,200 千円	62,800 千円	50,600 千円
補助金	9,864 千円	21,597 千円	11,733 千円
出資金	11,778 千円	11,788 千円	10 千円

(4) 資本的支出関係

予算額 (資本的支出)

項目	平成28年度	平成29年度	増減額
資本的支出	44,514 千円	106,853 千円	62,339 千円
建設改良費	27,497 千円	88,950 千円	61,453 千円
固定資産購入費	27,497 千円	88,950 千円	61,453 千円
企業債元金償還金 ・ H28年度未予定未償還残高 136,299千円	17,017 千円	17,903 千円	886 千円

建設改良費明細

項目	金額	合計
医療機器購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東芝自動分析装置 14,904 千円 ・ X線テレビシステム 35,932 千円 ・ 分包機システム 22,019 千円 ・ 配膳車 (24膳・36膳) 3,615 千円 ・ 新感覚波ワイドレンジ治療器 1,026 千円 ・ ホルタ記録器 (防水タイプ) 729 千円 ・ 麻酔器 (KMA-1300V) 2,970 千円 ・ 緊急医療機器 1,000 千円 	82,195 千円
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動ベッド 2,256 千円 	2,256 千円
車両購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者送迎用車輛 4,499 千円 	4,499 千円
合計		88,950 千円

※資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填する。

(4) 平成 28 年度恵那市国保診療所事業状
況並びに平成 29 年度予算概要について

平成28年度国保診療所事業状況

《国保三郷診療所》

1. 所 長 重光 良雄
2. 診療科目 内科・小児科
3. 主な設備 X線装置、心電計、腹部超音波装置、薬剤分包機
4. 他の業務 居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分
午後診療 午後1時30分～午後4時30分
6. 職員数 (H29.4.1現在)
常勤 医師1人 (H24より嘱託)、臨時看護師1人、医事業務委託 (1人)
7. 平成28年度診療実績

診療日数	235日
延患者数	2,871人
1日平均	12.2人/日

《国保飯地診療所》

1. 所 長 板橋 雄二
2. 診療科目 内科・小児科・外科
3. 主な設備 X線装置、心電計、腹部超音波装置、薬剤分包機
4. 他の業務 居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前9時00分～午前12時00分
午後診療 午後4時00分～午後5時00分
6. 職員数 (H29.4.1現在)
常勤 医師1人、准看護師1人、医事業務委託 (1人)
7. 平成28年度診療実績

診療日数	232日
延患者数	3,959人
1日平均	17.1人/日

 - ・心電図検査装置更新

《国保岩村診療所 (恵那市透析センター)》

1. 所 長 前野 禎
2. 診療科目 内科・小児科・整形外科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科
3. 主な設備 X線テレビ透視撮影装置、超音波診断装置、心電計、薬剤分包機、血球計測装置、生化学分析装置
4. 他の業務 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分
午後診療 午後2時00分～午後5時00分
(透析センターは、月～土曜日診療)

6. 職員数 (H29.4.1 現在)

○診療所 常勤9人 非常勤6人 ()内は臨時職員9人
 常勤医師1人、非常勤医師(小児科2人・内科2人・整形外科1人・耳鼻咽喉科1人)、看護師4人(1人)、准看護師(1人)、放射線技師1人(2人)、検査技師1人(1人)、理学療法士1人、事務1人(1人)、医事業務委託(2人)、労務(1人)

○透析センター 常勤11人 非常勤2人 ()内は臨時職員1人
 常勤医師1人(診療所医師兼務)、非常勤医師2人、看護師7人、准看護師(1人)、臨床工学技士3人

7. 平成28年度診療実績

	診療所	透析センター
診療日数	243日	313日
延患者数	12,226人	4,757人
1日平均	50.3人/日	15.2人/日

・オージオメータ更新

《国保山岡診療所(歯科診療所)》

1. 所長 改田 哲(市立恵那病院派遣)
2. 診療科目 内科・胃腸科・小児科・放射線科・整形外科・歯科
3. 主な設備 上部内視鏡装置、腹部エコー、心電計、視力検査装置、薬剤分包機、血球計測装置、生化学分析装置
4. 他の業務 在宅訪問、往診、ショートステイ回診、デイサービス往診・口腔ケア
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分
 午後診療 午後2時00分～午後4時30分
 (医科は毎週火曜日は午後7時まで)
 (歯科は午後1時30分～)

6. 職員数 (H29.4.1 現在) 【指定管理者制度】

診療所 常勤6人 非常勤3人 ()内は臨時職員4人
 医師1人、非常勤派遣医師2人、医療業務委託医師整形外科1人、
 歯科医師1人、看護師2人、常勤派遣看護師1人、歯科衛生士(2人)、
 事務1人(1人)、医事業務委託(1人)

7. 平成28年度診療実績

	医科	歯科
診療日数	243日	231日
延患者数	7,722人	4,193人
1日平均	31.8人/日	18.2人/日

《国保串原診療所》

1. 所 長 岩田 尚宏
2. 診療科目 内科・小児科・外科
3. 主な設備 心電計、薬剤分包機
4. 診療受付 火曜日 午後診療 午後1時00分～午後5時00分
5. 職員数 (H29.4.1現在)
非常勤医師2人(国保上矢作病院医師2人) 臨時准看護師1人、
医療事務1人(国保上矢作病院1人)
6. 平成28年度診療実績

診療日数	48日
延患者数	664人
1日平均	13.8人/日

《国保上矢作歯科診療所》

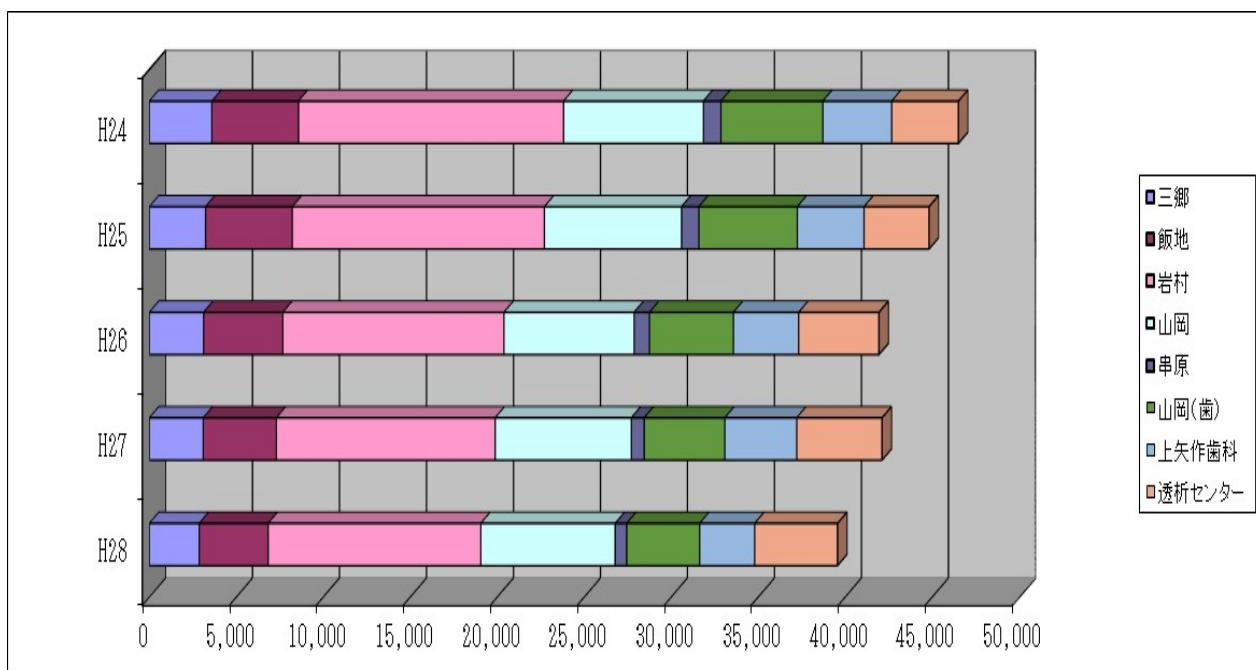
1. 所 長 石黒 幸司
2. 診療科目 歯科・小児歯科
3. 主な設備 診療チェア4台、X線装置(パノラマ1台、デンタル1台)
4. 他の業務 往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前9時00分～午前12時00分
午後診療 午後1時30分～午後5時00分
(火曜日・金曜日は午後7時まで)
第1・第3木曜日は休診
6. 職員数 (H29.4.1現在)
歯科医師1人、臨時歯科医師1人、臨時歯科衛生士1人
臨時歯科助手1人
7. 平成28年度診療実績

診療日数	209日
延患者数	3,165人
1日平均	15.1人/日

■各診療所の患者数の推移

(単位：人)

科 年	医科					歯科		透析 センター	合計
	三郷	飯地	岩村	山岡	串原	山岡	上矢作		
H24	3,597	4,980	15,238	8,036	1,008	5,857	3,961	3,827	46,504
H25	3,237	5,056	14,492	7,886	994	5,658	3,837	3,733	44,893
H26	3,125	4,551	12,710	7,487	877	4,827	3,748	4,612	41,937
H27	3,103	4,201	12,576	7,828	739	4,632	4,137	4,899	42,115
H28	2,871	3,959	12,226	7,722	664	4,193	3,165	4,757	39,557



平成29年度 恵那市国民健康保険診療所事業会計 当初予算概要

① 収益的収入関係

項 目		合 計	三 郷 飯 地 岩 村 山 串 山 山 透 地 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 診 療 所 セ ン タ ー 域 医 療 課									
診療予定日数 ^{※1}	(日)	29年度	-----	244	244	244	244	48	244	221	313	-----
		28年度	-----	246	246	246	246	48	246	224	313	-----
		増減	-----	-2	-2	-2	-2	0	-2	-3	0	-----
年間延べ患者数見込	(人)	29年度	38,278	2,806	4,026	11,736	7,344	628	4,343	3,027	4,368	-----
		28年度	40,377	3,147	4,270	11,785	7,637	691	4,880	3,911	4,056	-----
		増減	-2,099	-341	-244	-49	-293	-63	-537	-884	312	-----
うち国保患者数見込	(人)	29年度	9,434	830	805	3,026	1,659	101	1,147	862	1,005	-----
		28年度	10,801	1,007	897	3,064	1,986	131	1,610	1,173	933	-----
		増減	-1,367	-177	-92	-38	-327	-30	-463	-311	72	-----
1日平均患者数見込	(人)	29年度	180.8	11.5	16.5	48.1	30.1	13.1	17.8	13.7	30.0	-----
		28年度	185.8	12.8	17.4	47.9	31.0	14.4	19.8	17.5	25.0	-----
		増減	-5.0	-1.3	-0.9	0.2	-0.9	-1.3	-2.0	-3.8	5.0	-----
うち国保患者数見込	(人)	29年度	46.1	3.4	3.3	12.4	6.8	2.1	4.7	3.9	9.5	-----
		28年度	50.7	4.1	3.6	12.5	8.1	2.7	6.5	5.2	7.9	-----
		増減	-4.6	-0.7	-0.3	-0.1	-1.3	-0.6	-1.8	-1.3	1.6	-----
患者1人当り収入見込	(円)	29年度	11,606	9,444	13,755	7,413	11,724	13,139	7,037	7,070	29,543	-----
		28年度	11,096	10,073	14,245	6,719	12,138	12,590	6,846	6,495	28,630	-----
		増減	509	-629	-489	694	-414	548	191	575	912	-----

※1 串原診療所は火曜日、午後のみ診療、上矢作歯科診療所は第1・3木曜日休診（火・金午後7時まで診療）、
山岡診療所は毎週火曜日午後7時まで診療、透析センターは月～土曜日診療

項 目		合 計	三 郷 診 療 所	飯 地 診 療 所	岩 村 診 療 所	山 岡 診 療 所	串 原 診 療 所	山 岡 歯 科 診 療 所	上 矢 作 歯 科 診 療 所	透 析 セ ン タ ー	地 域 医 療 課
医業収益 (千円)	29年度	488,268	32,300	59,686	105,281	99,063	9,480	30,563	22,853	129,042	-----
	28年度	495,669	37,499	65,132	97,461	108,713	9,929	33,957	26,853	116,125	-----
	増減	-7,401	-5,199	-5,446	7,820	-9,650	-449	-3,394	-4,000	12,917	-----
うち外来収益 (千円)	29年度	444,236	26,501	55,379	87,000	86,100	8,251	30,563	21,400	129,042	-----
	28年度	448,038	31,700	60,825	79,180	92,700	8,700	33,408	25,400	116,125	-----
	増減	-3,802	-5,199	-5,446	7,820	-6,600	-449	-2,845	-4,000	12,917	-----
うち他医業収益 ^{※2} (千円)	29年度	44,032	5,799	4,307	18,281	12,963	1,229	0	1,453		-----
	28年度	47,631	5,799	4,307	18,281	16,013	1,229	549	1,453		-----
	増減	-3,599	0	0	0	-3,050	0	-549	0	0	-----
その他収益 ^{※3} (千円)	29年度	241,432	12,900	14,714	66,419	34,137	5,020	16,237	29,247	30,558	32,200
	28年度	218,731	8,201	9,268	65,039	26,887	4,571	14,043	22,147	36,375	32,200
	増減	22,701	4,699	5,446	1,380	7,250	449	2,194	7,100	-5,817	0
うち国保調整交付金 (千円)	29年度	12,000		2,000		2,000	1,000	2,000	5,000		
	28年度	12,000		2,000		2,000	1,000	2,000	5,000		
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち一般会計補助等 (千円)	29年度	229,432	12,900	12,714	66,419	32,137	4,020	14,237	24,247	30,558	32,200
	28年度	206,731	8,201	7,268	65,039	24,887	3,571	12,043	17,147	36,375	32,200
	増減	22,701	4,699	5,446	1,380	7,250	449	2,194	7,100	-5,817	0
診療所事業収益 (千円)	29年度	729,700	45,200	74,400	171,700	133,200	14,500	46,800	52,100	159,600	32,200
	28年度	714,400	45,700	74,400	162,500	135,600	14,500	48,000	49,000	152,500	32,200
	増減	15,300	-500	0	9,200	-2,400	0	-1,200	3,100	7,100	0

※2 他医業収益は、介護報酬・特定健診などの健診料・予防接種料・学校医等報酬・在宅当番医制事業収入・文書料など。

※3 その他収益は、国保調整交付金（へき地直営診療所運営補助金）・一般会計補助金・一般会計負担金・雑入など。

② 収益的支出関係

項 目		合 計	三 郷 飯 地 岩 村 山 岡 串 原 山 岡 齒 科 上 矢 作 齒 科 透 析 地 域 医 療 課	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所
職員医師数 ^{※4}	(人)	29年度	4	1	1	1					1			-----	
		28年度	5	1	1	1				1	1		-----		
		増減	-1	0	0	0	0	0	-1	0	0	-----			
職員看護師数 ^{※5}	(人)	29年度	12		1	4						7	-----		
		28年度	13		1	3	2					7	-----		
		増減	-1	0	0	1	-2	0	0	0	0	-----			
職員医療技術員数 ^{※6}	(人)	29年度	7			2				2	3	-----			
		28年度	8			3			1	1	3	-----			
		増減	-1	0	0	-1	0	0	-1	1	0	-----			
職員事務員数	(人)	29年度	4			1							3		
		28年度	5			1	1						3		
		増減	-1	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0		
職員合計数	(人)	29年度	27	1	2	8	0	0	0	3	10	3			
		28年度	31	1	2	8	3	0	2	2	10	3			
		増減	-4	0	0	0	-3	0	-2	1	0	0			

※ 職員数は、各年度4月1日現在

※4 三郷診療所はH24より嘱託医師。串原診療所医師は国保上矢作病院より派遣、透析センター医師は岩村診療所と兼務。山岡診療所・山岡歯科診療所はH29より指定管理者制度に移行。

※5 三郷診療所、串原診療所看護師は、臨時職員にて対応。山岡診療所はH29より指定管理者制度に移行。

※6 医療技術員は、放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士・歯科衛生士。

項 目		合 計	三 郷 飯 岩 山 串 山 上 透 析 地 域	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	セ ン タ ー	医 療 課
医業費用	29年度	701,797	43,594	71,548	168,469	123,400	13,637	43,689	51,133	155,519	30,808	
	28年度	688,435	43,735	71,401	158,428	126,828	13,577	47,035	48,018	148,608	30,805	
	増減	13,362	-141	147	10,041	-3,428	60	-3,346	3,115	6,911	3	
うち給与費 ^{※7}	29年度	316,092	19,033	34,261	111,072	0	823	0	34,012	86,699	30,192	
	28年度	358,526	19,031	33,730	102,338	28,096	796	32,611	32,338	79,431	30,155	
	増減	-42,434	2	531	8,734	-28,096	27	-32,611	1,674	7,268	37	
うち他医業費用 ^{※8}	29年度	385,705	24,561	37,287	57,397	123,400	12,814	43,689	17,121	68,820	616	
	28年度	329,909	24,704	37,671	56,090	98,732	12,781	14,424	15,680	69,177	650	
	増減	55,796	-143	-384	1,307	24,668	33	29,265	1,441	-357	-34	
その他費用 ^{※9}	29年度	27,903	1,606	2,852	3,231	9,800	863	3,111	967	4,081	1,392	
	28年度	25,965	1,965	2,999	4,072	8,772	923	965	982	3,892	1,395	
	増減	1,938	-359	-147	-841	1,028	-60	2,146	-15	189	-3	
診療所事業費用	29年度	729,700	45,200	74,400	171,700	133,200	14,500	46,800	52,100	159,600	32,200	
	28年度	714,400	45,700	74,400	162,500	135,600	14,500	48,000	49,000	152,500	32,200	
	増減	15,300	-500	0	9,200	-2,400	0	-1,200	3,100	7,100	0	

※7 給与費は、職員給料・手当・共済費・臨時職員賃金など。

※8 他医業費用は、薬品などの材料費・医師派遣委託料などの経費・減価償却費・研究研修費など。

※9 その他費用は、企業債利息・消費税及び地方消費税・予備費など。

③ 資本的収入及び支出関係

項 目		合 計	内 容
資本的収入※10 (千円)	29年度	22,972	企業債9,700千円 国庫補助金2,160千円 一般会計出資金11,112千円
	28年度	17,130	
	増減	5,842	
資本的支出※10 (千円)	29年度	18,500	
	28年度	18,500	
	増減	0	
うち建設改良費 (千円)	29年度	16,269	骨密度測定器（飯地） 超音波診断装置（岩村） 他備品等
	28年度	6,350	
	増減	9,919	
うち企業債元金償還金（千円）	29年度	13,431	三郷、山岡、串原、上矢作歯科、透析 診療所等建設、医療機器購入 11本 H28末未償還残高：171,297千円 年利率：0.125～6.05%
	28年度	12,150	
	増減	1,281	

※10 資本的収入見込み額が資本的支出見込み額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする。

(5) 恵那市国民健康保険条例の一部改正
について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「265,000 円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>第1条～第17条（略）</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>（3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対</p>	<p>第1条～第17条（略）</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>（3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>48万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対</p>

<p>象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア、イ (略)</p>	<p>象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア、イ (略)</p>
<p>第18条第2項～第5項 (略)</p>	<p>第18条第2項～第5項 (略)</p>
<p>第18条の2以降 (略)</p>	<p>第18条の2以降 (略)</p>

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 18 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 18 条第 1 項第 1 号中「、また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「同法附則第 35 条の 2 第 6 項」を「同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額</u>）、<u>地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）</u>、<u>地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、<u>同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、<u>同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非</u></p>	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第33条の2第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額）</u>、<u>地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除した金額）</u>、<u>地方税法附則第35条の2第6項</u>）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、<u>同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u></p>

課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第12条第2項（略）

第13条～第17条（略）

（保険料の減額）

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項

、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第12条第2項（略）

第13条～第17条（略）

（保険料の減額）

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項

又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア、イ（略）

(2)（略）

(3)（略）

又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア、イ（略）

(2)（略）

(3)（略）

第18条第2項～第5項 (略)

第18条第2項～第5項 (略)

第18条の2以降 (略)

第18条の2以降 (略)